

国民保護業務計画

1. 計画策定の目的

この計画は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(武力攻撃事態対処法)および「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)などの関係法令、ならびに「国民の保護に関する基本指針」および「島根県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態および武力攻撃予測事態において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために作成したものである。

あわせて緊急対処事態における緊急対処保護措置についても定める。

2. 基本的な考え方

石見銀山テレビ放送株式会社(以下、会社)は指定地方公共機関として、武力攻撃による国民の生命・身体・財産への被害を最小限にとどめるため、この計画に則り、①警報およびその解除(以下、警報等)、②避難の指示およびその解除(以下、避難の指示等)、③緊急通報を速やかに放送し、④通信設備の設置に関する協力、⑤通信の確保、⑥電気通信設備の優先利用等(以下、通信協力等)に努める。

報道機関としては、島根県(以下、県)に対し最大限の情報開示を求めるとともに、多角的かつ客観的な取材・報道に最善の努力を傾ける。また、いかなる緊急事態にあっても国民の基本的な人権および知る権利を守り、自由で自律的な取材・報道活動を貫くことを通じて、放送の公共的使命を達成する。

3. 国民保護措置の内容および実施方法

(1) 警報等・避難の指示等・緊急通報の放送

島根県知事(以下、知事)から通知を受けた、警報等および緊急通報等の内容は、これを速やかに放送し、避難の指示等の内容は、正確・簡素かつ速やかに放送する。

これらの放送の実施にあたっては、国民の立場に立って、その内容が迅速に伝達され、正確に理解されるような方法を自律的・自主的な判断により決定する。その際、外国人、高齢者、障害者等への配慮に努める。

(2) 自社施設等の被災への対応

警報等・避難の指示等・緊急通報の放送を実施し、通信協力等に努めるための人員や放送設備・通信設備が被災した場合、その被災状況(人的および物的被害の状況、放送・通信の不能と

なったエリア、復旧の見通しなど)の把握に努める。収集した被災情報は、あらかじめ定めた方法により、速やかに知事に報告する。

放送設備・通信設備が被災した場合には、応急の復旧を行い、放送・通信を維持・回復できるように努める。また、応急の復旧のための要員および機材が不足する場合には、必要に応じて県に対して支援を求める。

(3) 安否情報収集への協力

取材などで収集した安否情報について、地方自治体の長から提供の要請があった場合、報道機関としての自律性を失わない範囲で提供の是非を判断する。

(4) 被災施設の復旧について

放送設備・通信設備が被災した場合は、武力攻撃事態等が終結した後に本格的な復旧を図る。

4. 国民保護措置の実施体制

(1) 警報等・避難の指示等・緊急通報および通信協力等の連絡体制

会社は、警報等の連絡を受けるため、窓口として統括責任者を決め、知事および大田市長に通知する。統括責任者は、自らが武力攻撃のおそれがあると判断した時点から、次の態勢を整えるよう努める。

- 県からの警報等・避難の指示等・緊急通報の連絡を常時受けられる態勢
- 速報の挿入ならびに緊急特別番組の開始のために、編成責任者との間で常時連絡が取れる態勢
- 指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または地方公共団体の長からの通信協力等の連絡を常時受けられる態勢、さらに、政府が武力攻撃事態または武力攻撃予測事態と認定した場合には、別途内規で定める緊急連絡網に基づき業務に従事する者の非常参集を行い、情報の収集や連絡体制の確立等必要な態勢を構築することに努め、国民の保護のための措置を実施するものとする。緊急連絡網については、常に最新の情報に更新するよう努める。

(2) 職員の配置およびサービスの基準

会社は、国民保護措置の実施にあたっては、国民保護措置に従事する者の身体に危険が及ぶことのないよう、安全の確保に十分配慮するものとする。

統括責任者が武力攻撃のおそれがあると判断した時点から、放送・通信に必要な要員の確保を開始し、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態となった場合には、別途内規で定めるところにより、事態の推移に応じて、必要な人員の増員・配置に努める。

警報等・避難の指示等・緊急通報の放送および通信協力等に携わる要員については、交代要員が到着するまでの間は職務を続行し、速報および通信協力等が常時実施できるよう努めることとする。

5. 実施にあたっての関係機関との連携

県との連絡リストを共有し、警報等・避難の指示等・緊急通報および通信協力等の連絡が確実に受けられよう連携に努める。

6. 緊急対処保護措置の実施について

緊急対処事態においては、武力攻撃事態等における対応に準じて、警報等・避難の指示等・緊急通報を速やかに放送し、円滑な通信協力等に努める。

7. その他

(1) 訓練の実施

武力攻撃事態等における警報等・避難の指示等・緊急通報の放送を確保し、通信協力等に努めるため、国民の保護に関する基本指針の事態想定などを踏まえて、関係部署による自主的な訓練を適宜実施するよう努める。

(2) 国民保護措置に備えた施設・設備の整備

武力攻撃事態等において、警報等・避難の指示等・緊急通報が速やかに放送でき、通信協力等が円滑にできるようにするため、放送設備・通信設備および県との間の通信設備の点検を適宜実施する。また、放送設備・通信設備が万一被災した場合に備え、可能な限り通信系統の二重化を図るとともに、復旧のための資材の備蓄に努める。

(3) 本計画の作成・変更について

本計画を作成・変更するにあたっては、あらかじめ社員をはじめ、国民保護措置にかかわる業務に従事する可能性のある関係者に対して案を提示し、その意見を求めることとする。

以上